

(案) 契 約 書

守山市長 森中 高史（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、もりやまエコパーク環境センター（以下「環境センター」という。）に設置する発電設備（以下「発電設備」という。）から発生する電力のうち、発注者が消費する電力を除いた電力（以下「余剰電力」という。）から再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく再生可能エネルギーによる発電電力（以下「F I T 余剰電力」という）を除いた電力（以下「非 F I T 余剰電力」という）の売却について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第 1 条 発注者および受注者は、この契約の条項および仕様書に基づき、この契約を履行しなくてはならない。

（余剰電力の供給）

第 2 条 発注者は、第 8 条で定める供給期間中の発電設備における余剰電力のうち、非 FIT 余剰電力を受注者に全量売却し、受注者はこれを買い受け、電力料金を支払う。

2 仕様書に記載された予定売却電力量は、運転計画の変更、焼却炉および発電設備の運転状態または機器の故障等により変動する場合があるが、発注者は予定売却電力量を担保するものではなく、何らの義務を負うものではない。

3 第 8 条で定める供給期間内における非 F I T 余剰電力が、予定売却電力量に比べて増減がある場合でも発注者は受注者にその全量を売却するものとし、別表 2 の契約単価についても変更を行わないものとする。

4 令和 6 年 4 月から導入が予定されている発電側課金制度による発注者の課金額について、契約期間内に導入された場合は、国が示すこととしているガイドラインに基づき、発注者と受注者は発電側課金の転嫁に係る協議を必要に応じて行うものとする。

（受給地点・電気方式等）

第 3 条 発注者の供給設備の発電種別、所在地、受給地点、電気方式、受給最大電力、周波数、標準電圧、発電設備の基本仕様、設備 ID、設備認定日は、別表 1 のとおりとする。

（電力売却上の協力）

第 4 条 発注者および受注者は、この契約に係る電力の売却を円滑に行うため、電圧、周波数および力率を正常に保つ等、相互に協力するものとする。

2 発注者は、受注者の要求に基づき、施設運転計画を受注者に提供するものとする。
3 余剰電力が、余剰電力供給計画とかけ離れる事態が生じた場合または生じるおそれがある場合は、発注者は受注者に対し、速やかに通知するものとする。
4 発注者は、余剰電力の安定供給に努力するものとする。

(計画値同時同量の取扱い)

第5条 発注者および受注者は、計画値同時同量を達成するために発電バランシンググループ（以下「発電B G」という。）を組成し、受注者は関係法令に基づき、当該発電B Gの発電契約者として次の各号に記載する事項を受注者の負担で実施するものとする。

- (1) 発電量調整供給契約の締結
 - (2) 発電計画の作成および提出
 - (3) 発電側インバランスの調整および清算
 - (4) その他必要な事項
- 2 受注者が前項の各号に記載する事項を実施する場合、発注者は可能な限り協力するものとする。
- 3 受注者が第1項各号に記載する事項を実施する場合、発注者は一切の費用を負担せず、何らの責任を負わないものとする。

(環境価値の帰属)

第6条 発注者から受注者に売却する非F I T余剰電力には、非化石証書による環境価値を含むものとし、受注者が受電したことをもって、受注者に帰属するものとする。

- 2 環境価値の帰属に必要な手続き等は受注者の負担で実施するものとする。
- 3 受注者が前項を実施する場合、発注者は可能な限り協力するものとする。

(余剰電力売却の中止または制限)

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合、余剰電力の供給を中止または制限できるものとする。

- (1) 一般送配電事業者の電気工作物の事故または工事、点検その他補修等により、発注者が余剰電力を供給できない場合
 - (2) 発注者の施設の事故または運営上の都合による場合
 - (3) その他保安上の必要がある場合
- 2 受注者は、一般送配電事業者の電気工作物の事故または工事、点検その他補修等により余剰電力を受電できない場合、余剰電力の受電を中止または制限できるものとする。

(契約期間および供給期間)

第8条 この契約の契約期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

- 2 この契約の供給期間は、令和6年4月1日午前0時から令和7年3月31日午後12時までとする。

(契約金額)

第9条 単価契約（別表2）とする。

(余剰電力量の計量および検針)

第10条 余剰電力量の計量は、原則として第3条に定める受給地点において、一般送配電事業者との取引用電力量計を介して行うものとする。

なお、一般送配電事業者との発電量調整供給契約を遵守するために必要な計量器または通信装置および附属設備（以下「通信装置等」という。）を設置する必要がある場合は、受注者の財産として、受注者の負担で設置する。

- 2 一般送配電事業者の取引用電力量計とは別に、受注者が独自に計量装置、通信装置等を設置する場合は、取付場所等についての協議を発注者と受注者で事前に行い、発注者の承諾の下、受注者の負担と責任でこれを行う。
- 3 前項で定めた通信設備等が不要となった場合は、受注者の負担で撤去する。
- 4 取引用電力量計に不具合が生じた場合は、その期間内の余剰電力量について、その都度、発注者と受注者で協議して決定するものとする。
- 5 同条第1項の取引用電力量計の検針は、原則として、検針日に実施するものとし、発注者および受注者は、検針に基づき算定された余剰電力の量を互いに確認するものとする。
- 6 受注者は必要があるときは、発注者に対して臨時検針を求めることが出来るものとし、発注者は必要と認める場合は、これに応じるものとする。

（剩電力量の算定）

第11条 前条により計量された余剰電力量は次のとおり区分算定する。

（1）再生可能エネルギー電気余剰電力量（F I T余剰電力量）

計量された余剰電力の総量に対し、再エネ特措法に基づき算定されたバイオマス比率を乗じた電力量

（2）非再生可能エネルギー電気余剰電力量（非F I T余剰電力量）

計量された余剰電力量の総量から、前号の再生可能エネルギー電気余剰電力量を差し引いた電力量。

（料金の算定およびその支払い）

第12条 受注者が発注者に支払う毎月の電気料金は、前条によって算定された非F I T余剰電力量に対して、単価（第9条の契約単価）を乗じて得た金額に、消費税および地方消費税に相当する金額を加えて得た金額（円位未満は切捨を行う。）とする。

- 2 支払いは、前項により算定された当該月分の電気料金を受注者は算定対象月の翌々月の20日まで（休業日の場合は、その前営業日まで）に支払うものとする。

（バイオマス比率等の報告）

第13条 発注者は受注者に、第11条による売却電力量に係るバイオマス比率を毎月10日までに受注者に報告するものとする。

- 2 発注者が受注者に前項の期限までにバイオマス比率を報告できない場合、その月のバイオマス比率は、発注者と受注者協議の上、決定するものとする。また、その場合においても、発注者はその月のバイオマス比率について確定次第、速やかに受注者に報告するものとする。

（記録）

第14条 発注者および受注者は、電力の売却および購入について記録し、それぞれの要求により、その写しを送付するものとする。

(発注者の契約解除権)

第 15 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 受注者が、天災その他不可抗力の原因によらないで、期限内に履行しない、または履行の見込みがないと発注者が認めたとき。
- (2) この契約の締結または履行について不正な行為があったとき。
- (3) 契約履行の着手を遅延したとき。
- (4) 電気事業法に基づく小売電気事業者としての登録を取り消されたとき。
- (5) その他この契約等に基づく取引またはこれらに関する受注者に係る適用法令の規定に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反行為を改めない、または止めないとき。

(受注者の契約解除権)

第 16 条 受注者は天災その他やむを得ない理由により、非F I T 余剰電力を受電することができないときは、この契約の解除を申し出ることができる。

2 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を履行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

(解除の効果)

第 17 条 受注者は、この契約が解除された場合において、既に受電した非F I T 余剰電力について第 12 条の規定に準ずる請求が発注者からあったときは、受注者は支払うものとする。

(契約の変更)

第 18 条 この契約の締結後、契約内容の変更が必要になったときは、発注者と受注者で協議の上、変更することができる。

(談合に係る解除)

第 19 条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、または受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令または独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者または受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したもの）をいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令す

べてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令または排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条または第8条第1項の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令または排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条または第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間および当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員または使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3または独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（暴力団排除に係る解除）

第20条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員その他支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては、法人の役員と同等の責任を有する者。個人にあってはその者または支配人その他支店若しくは営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、あるいは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約または資材、原材料の購入等の契約に当たって、その相手方が第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者がこの契約の履行に当たり、第三者と契約を締結する際、第1号から第5号のいずれかに該当するものをその相手方としていた場合（第6号に該当する

場合を除く。)において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(8) この契約の履行に当たって、暴力団または暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、または警察に届け出なかつたとき。

(権利義務の譲渡等)

第 21 条 受注者は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(損害賠償)

第 22 条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 受注者がこの契約の履行に際し、発注者または第三者に対し損害を生じせしめたとき。

(2) 第 15 条の定めによりこの契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。

(秘密を守る義務)

第 23 条 発注者および受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約に関する事項およびこの契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を漏えいし、または他の目的に利用してはならない。第 8 条第 1 項に規定する契約期間終了後若しくはこの契約の解除後においても同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合はこの限りではない。

(補則)

第 24 条 この契約に定めのない事項または契約の条項について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者、受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、発注者、受注者各 1 通を保有するものとする。

令和 6 年〇月〇日

発注者 住所 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号
氏名 守山市長 森 中 高 史

受注者 住所 ○○○○
氏名 ○○○○

別表 1 受給地点・電気方式等

発電種別	廃棄物発電
所在地および受給地点	滋賀県守山市環境学習都市宣言記念公園 1 番地 2 もりやまエコパーク環境センター
電気方式	交流 3 相 3 線式
受給最大電力	2,130kW
周波数	60 ヘルツ
標準電圧	6,600 ボルト
発電設備の基本仕様	(定格出力) 2,130kW × 1 基 (発電機) 同期発電機 (蒸気タービン)
設備 ID	RZ98504E25
設備認定日	令和 3 年 7 月 9 日

別表 2 各電力料金一覧 (税抜)

非 F I T 余剰電力料金区分	非 F I T 余剰電力量料金単価
重負荷時間帯	○○.○○ 円 /kWh
昼間時間帯	○○.○○ 円 /kWh
夜間時間帯	○○.○○ 円 /kWh

※別表 2 で定める各料金区分の用語については、別表 3 に定める用語の意味に準ずる。

別表3 毎月の非F I T余剰電力の区分算定

区分	
重負荷時間帯電力量	7月1日から9月30日までの期間の毎日午前10時から午後5時までの時間帯（ただし、下記の「休日等」に定める日の該当する時間帯は除く。）を重負荷時間帯とし、その時間帯内の余剰電力の量。
昼間時間帯電力量	毎日午前8時から午後10時までの時間帯（ただし、重負荷時間帯および下記の「休日等」に定める日の該当する時間帯は除く。）を昼間時間帯とし、その時間帯内の余剰電力の量。
夜間時間帯電力量	重負荷時間帯および昼間時間帯以外の時間帯を夜間時間帯とし、その時間帯内の余剰電力の量。
休日等	
1. 日曜日 2. 「国民の祝日に関する法律」に定められる休日 ※日曜日となる場合は、その翌日以降でその日に最も近い2.に当てはまらない日 3. 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日	

(以下余白)